

## 議第95号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和33年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第4項」を「第4項」に、「事項、」を「事項、法」に、「第5条第3号」を「法第5条第1項第4号」に、「同条第2項第7号及び同条第3項第5号」を「第2項第7号及び第3項第5号」に改める。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に、「でい酔等」を「泥酔等」に改める。

第6条第3号中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第3条の2第1項の規定により旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者  
7,400円

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けようとする者から手数料を徴収する等のため提案するものである。

議第96号

東北農林専門職大学条例の設定について

東北農林専門職大学条例を次のように制定する。

東北農林専門職大学条例

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により、同法第1条に規定する大学として、東北農林専門職大学(以下「専門職大学」という。)を新庄市に置く。

(学部及び学科並びに修業年限)

第2条 専門職大学に置く学部及び学科並びに専門職大学の修業年限は、次のとおりとする。

学 部	学 科	修 業 年 限
農 林 業 経 営 学 部	農業経営学科、森林業経営学科	4 年

(入学の許可)

第3条 専門職大学に入学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学処分等)

第4条 学長は、教育上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、学生に、退学、停学及び訓告の処分を行うことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提 案 理 由

東北農林専門職大学を設置するため提案するものである。

東北農林専門職大学の授業料等徴収条例の設定について

東北農林専門職大学の授業料等徴収条例を次のように制定する。

東北農林専門職大学の授業料等徴収条例

(授業料等の徴収)

第1条 県は、東北農林専門職大学（以下「専門職大学」という。）における授業料、入学料及び入学考査料を、この条例の定めるところにより徴収する。

(授業料等の額)

第2条 授業料、入学料及び入学考査料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）と特別聴講生（大学の学生（専門職大学の学生を除く。）又は東北農林専門職大学附属農林大学校（以下「大学校」という。）の入校者であって、一又は複数の授業科目を履修するもののうち、当該科目に係る単位の修得ができるものをいう。以下同じ。）の授業料を徴収しない旨の協定を締結している場合は、当該協定の対象となる特別聴講生からは、当該協定の対象となる授業科目に係る授業料を徴収しないものとする。

(授業料の徴収の時期)

第3条 専門職大学の学生からの授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収するものとする。

2 研究生（専門職大学の学生以外の者であつて特定の専門事項について研究しようとするものをいう。以下同じ。）からの授業料の徴収は、毎月行うものとする。

3 科目等履修生（大学の学生及び大学校の入校者以外の者であつて、一又は複数の授業科目を履修するもののうち、当該授業科目に係る単位の修得ができるものをいう。以下同じ。）、社会人聴講生（専門職大学の学生以外の者であつて一又は複数の授業科目を履修するもののうち、当該授業科目に係る単位の修得ができないものをいう。以下同じ。）及び特別聴講生からの授業料の徴収は、入学を許可するときに行うものとする。

(専門職大学の学生の入学の時期が徴収の月後である場合における授業料の額及び徴収の時期)

第4条 入学の時期が前条第1項に規定する月の後である場合において専門職大学の学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の月前までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入学した日の属する月に行うものとする。

2 前項の規定は、前期又は後期中途において復学した専門職大学の学生から徴収する授業料について準用する。この場合において、同項中「入学した日」とあるのは、「復学した日」と読み替えるものとする。

(専門職大学の学生が学年の途中で卒業する場合における授業料の額)

第5条 学年の途中で卒業する専門職大学の学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に4月（学年の途中で復学した専門職大学の学生にあつては、復学した日の属する月）から卒業する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(4月から9月までの間に退学する専門職大学の学生に係る授業料の額)

第6条 4月から9月までの間に退学する専門職大学の学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(入学料及び入学考査料の徴収の時期)

第7条 入学料の徴収は、入学を許可するときに行うものとする。

2 入学考査料の徴収は、入学の志望を受理するときに行うものとする。

(専門職大学の学生から徴収する授業料及び入学料の免除及び徴収猶予)

第8条 知事は、特に必要があると認めるときは、専門職大学の学生から徴収する授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第6項までの規定は、公布の日から施行する。

(専門職大学の令和6年度における入学の許可を受けようとする者からの入学料の徴収等)

2 県は、東北農林専門職大学条例(令和5年10月県条例第 号)第1条の規定により設置する専門職大学の令和6年度における入学(以下「大学の入学」という。)の許可を受けようとする者(大学の入学の許可を受けるための手続をこの条例の施行の日前に終了する者に限る。)から入学料を徴収し、その額は、次の各号に掲げる大学の入学の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入学の日の1年前の日から引き続き県内に住所を有し、又は本人の父若しくは母が同日から引き続き県内に住所を有する者 282,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 564,000円

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

4 県は、この条例の施行の日前に行う大学の入学に係る入学考査を受けようとする者から入学考査料を徴収し、その額は、17,000円とする。

5 前3項の規定の施行について必要な事項は、知事が定める。

(東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入学考査料の特例)

6 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入学考査料を免除することができる。

別表

区 分	授 業 料	入 学 料		入学考査料
		県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	
学生	年額 535,800円	282,000円	564,000円	17,000円
研究生	月額 29,700円	84,600円	169,200円	9,800円
科目等履修生	1単位につき 14,800円	28,200円	56,400円	9,800円
社会人聴講生	1単位につき 7,400円	28,200円	56,400円	9,800円
特別聴講生	1単位につき 14,800円			

備考 この表において「県内に住所を有する者」とは、入学の日の1年前の日から引き続き県内

に住所を有し、又は本人の父若しくは母が同日から引き続き県内に住所を有する者をいい、「県外に住所を有する者」とは、その他の者をいう。

#### 提 案 理 由

東北農林専門職大学における授業料等を徴収するため提案するものである。

議第98号

山形県立農林大学校条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立農林大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立農林大学校条例の一部を改正する条例

山形県立農林大学校条例（昭和57年12月県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北農林専門職大学附属農林大学校条例

第1条中「とともに農林業者等の研修を行うため、山形県立農林大学校」を「ため、東北農林専門職大学附属農林大学校」に、「新庄市大字角沢1366番地」を「新庄市」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（部及び修業期間）

第2条 大学校に養成部を置き、修業期間は、2年とする。

（入校資格）

第3条 大学校に入校することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（山形県立農林大学校の授業料等徴収条例の一部改正）

2 山形県立農林大学校の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東北農林専門職大学附属農林大学校の授業料等徴収条例

第1条中「山形県立農林大学校条例」を「東北農林専門職大学附属農林大学校条例」に、「農林大学校条例」を「附属農林大学校条例」に、「山形県立農林大学校に」を「東北農林専門職大学附属農林大学校に」に改める。

別表の備考中「農林大学校条例」を「附属農林大学校条例」に改める。

提 案 理 由

山形県立農林大学校の名称を変更するとともに、同校において研修部を廃止するため提案するものである。